1966 年 3 月 30 日第 3 種郵便物認可　毎月 1 回 1 日発行　2021 年 12 月 1 日 881 号

2021.12 No.881

News Paper

なぜ岸田政権は米国の先制不使用政策を支持しないのか？

長崎から抗議の声（写真：長崎県平和運動センター）

米国の核の先制不使用に、日本政府が反対しています。核兵器の役割を、核攻撃抑止と核攻撃への報復に限定する米国の宣言に反対するとは、核兵器の役割低減、さらには核廃絶への考え自体に反する事になります。

バイデン政権は、核戦略指針「核態勢の見直し（NPR）」に先制不使用政策の採用を検討。これに対して、日本など米国の同盟国が「懸念を伝えた」と報道されました。ペリー元米国防長官や全米科学者連盟などが、米国の先制不使用に反対しないよう求めた書簡を菅首相（当時）に送り、原水禁・平和フォーラム含めた日本国内の NGO も呼応して政府に働きかけています。

長崎からも、471 回目の反核９の日座り込みで 11 月９日（写真）、長崎県平和運動センターの山下和英議長が、「バイデン政権がやろうとしているのに日本が反対しているという、とんでも無い事」と抗議の声を挙げています。

広島出身であり、「『核兵器なき世界』への取り組みは最大のテーマである」と公言する岸田首相は、2016 年にオバマ政権下で検討が進んだ先制不使用に反対した安倍政権の二の舞を演じるのでしょうか？

もくじ

旧優生保護法　弁護士 砂金直美さんに聞く……2
第 58 回護憲大会を起点にあらたなたたかいを……4
内にも外にも防衛費を増額させようとする圧力……5
「防衛省・自衛隊 KIDS SITE」について……6
今こそプルサーマル中止の世論喚起を……7
「核ごみ問題」英知を結集した仕切り直しを……8

発行 :〒 101-0062 東京都千代田区神田駿河台 3-2-11 フォーラム平和・人権・環境／原水爆禁止日本国民会議 定価 :1 部 200円 年間 2000円 (送料込) e-mail: office@peace-forum.top
郵便振替 :00160-1-71756　発行人 : 藤本泰成　TEL. 03(5289)8222 FAX. 03(5289)8223　http://www.peace-forum.com　http://peace-forum.com/gensuikin/

インタビュー・シリーズ：172

旧優生保護法―戦後最大級の人権侵害―の弁護団のひとりとして

弁護士　砂金直美さんに聞く

いさご なおみさんプロフィール

1996 年 3 月　東北学院大学法学部法律学科　卒業
1996 年～ 2001 年　法律事務所勤務
2001 年 3 月　中央大学法科大学院　卒業
2009 年 11 月　司法試験　合格
2010 年 12 月～　仙台第一法律事務所　入所
優生保護法被害弁護団発足当時から参加。

―初めに旧優生保護法の裁判にかかわるきっかけについてお話しください。

2018 年に仙台弁護団団長の新里宏二弁護士から有志の弁護士に呼びかけ文が届き、その内容を読んで初めて旧優生保護法の問題を知りました。日本国憲法 13 条で個人の尊重　、自己決定権、自分のことは自分で決められると定められているにも関わらず、それと相反するような優生保護法が 1948 年に成立して、その法律の下に障がい者が国から不妊手術を強制されていたこと、そしてその法律が 1996 年まで存在していたことに大変な衝撃を受けました。私も法律家として携わりたいと思い、現在弁護団員として原告のひとりの方の担当として動いています。

―先ほども少し触れられましたけれど、旧優生保護法の歴史とそもそもの問題点、なぜこのようなことが起きたのかという点をお話しいただければと思います。

1948 年当時、障がいは遺伝すると信じられていましたので、障がい者に子どもを産ませないことで、優秀じゃない人間が増えていくのを防ぐという考えがありました。それから国家の財政的なものがあると思います。自分たちの生活費を稼ぐこともできないような人たちには国が補助をしなければならない、また、貧しい家庭に障がい者が多いという見方もあって、貧しさが次世代につながらないようにするために、優生保護法を成立させたというところがあります。先ほども申しましたとおり、個人の尊重、自己決定権を憲法に掲げているにも関わらず、障がい者の方たちは国によって「あなたは子どもを産めません」と決められてしまう。ここがまず問題点だと思います。この旧優生保護法は議員立法で、全会一致で成立したというところにも闇の深さがあります。また、国民の意識の中でも、障がい者が子どもを産んでも育てられず、家族が大変な思いをする。だから障がい者は子どもを産むべきではない、産んではいけない存在だとされ、この法律が受け入れられたのではないでしょうか。そして役所、民生委員、医者、そういった人たちが一丸となって推し進めていきました。国会議員も大多数の国民も、人権侵害だとは考えずに成立させてしまった、このことも優生保護法の問題点のひとつだと思います。

―戦後すぐの産めよ増やせよという人口政策的な発想の中でこのような法律ができて、1996 年までそれが生きていたということに大変驚きました。いまに至る過程でリプロダクティブ・ヘルス・ライツ（性と生殖における個人の自由と法的権利）のような女性の運動もありますが、世の中の意識がどのように変わってきて、この法律が差別だということが共通認識になってきたのか、その過程をお話しいただければと思います。

厚労省から開示された資料などを読むと 1960 年代以降、当時の厚生省内部において、精神疾患の遺伝性について疑問が持たれ始め、検討が続いたようです。また、障がい者団体から、人権侵害ではないのかという意見が少しずつ出始め、憲法 14 条の法の下の平等に反するのではないかという議論はされていたようです。ただそれが表立って騒がれていたということはなかったと思います。女性団体でもこの法律が問題だということで動いてはいたようなのですが、中絶の問題もからんできますので、そこでの対立があってなかなか法改正には至らず、水面下で検討しているという状況が続いていたようです。1994 年カイロ国際人口開発会議において、身体障がい者の女性が、日本には障がい者に子どもを産ませない優生保護法という法律があると発言し、全世界に広く知られるようになるとともに政府関係者を慌てさせました。当時の厚生省の障がい者政策の変化、障がい者団体からの優生条項見直しの要望を受け、法改正に至ったと聞いております。

―優生保護法は 1996 年に母体保護法に変わるわけですが、母体保護法自体の問題というのはなにかありますか。その評価はどうでしょうか。

優生保護法は明らかな人権侵害だから、障がい者の

不妊手術や中絶という項目を廃止して母体保護法に変えたということですが、優生保護法によって手術をさせられた人たちに対する謝罪や補償もなく、政策の誤りも認めず、まったく問題がなかったかのように母体保護法に替えてしまった。そこが大きな問題で、そのために優生思想が残ってしまうことになったのだと考えています。

―2019年に議員立法で旧優生保護法に基づく優生手術等を受けたものに対する一時金の支給等に関する法律が成立したという経過があるわけですが、この法律のどのような点が不充分で、いま各地で裁判で争われることになったのかについてお話をいただければと思います。

この支給法には謝罪がありますし、成立施行させたときに、当時の安倍総理大臣は「おわび」談話を発表しておりますが、これは旧優生保護法が違憲であることを前提にした謝罪ではありません。旧優生保護法は正当な制定過程に基づいて成立した法律で、その法の下で手術をしたのだから、国にはなんの問題もない、ただ被害に遭ったということであれば謝罪をするし、一時金も支給するという内容であると思っています。被害者のかたや我々弁護団が求めているのは、まず旧優生保護法が憲法に反する法律であるということを認めたうえで、謝罪し、補償してほしいということです。また、一時金の320万円という支給額に関しても低額だと思っています。この320万円という数字は、断種法を制定していたスウェーデンにおける補償額が、日本円に換算すると約200万円だったことを基にしているということです。しかし、スウェーデンは社会保障が充実している高福祉国家で、それに対して日本は不妊手術が原因で働けなくなっても生活保護に頼るしかありません。国家の背景がちがうにもかかわらず、外国でこれくらいだからという安易な決定になっています。また、B型肝炎、C型肝炎の被害者で除斥期間の適用で請求が認められない場合に国から支払われるのが300万円前後ですので、これと均衡を合わせるために320万円という数字がでてきたとも言われています。旧優生保護法による不妊手術は正常な生殖機能にメスを入れるものなので、術後は女性の場合子宮の病気になる確率が高くなります。これらのことから、被害の実態を考慮した補償額ではないと考えています。

―この間の裁判の経過と現状について、いちばん心に残っていること、いま裁判がどのような状況にあって、なにが課題なのかをお話しください。

現在のところ仙台、札幌、東京、兵庫、大阪などの地裁の判決が各地ででてきていますが、いずれも請求棄却とされています。その中で、旧優生保護法が憲法に違反する違憲な法律であったと、はっきり認めてくれた仙台地裁の判決は唯一評価できます。しかし、違憲だと判断されても、補償の部分がなかなか認められないのが現状で、その理由のひとつに除斥期間というものがあります。

国に対して請求を求めるのは国家賠償法になります。国家賠償法では民法の除斥に関する条文を引用していて、民法の除斥期間は不法行為があったときから20年間権利を行使しなければ、期間の経過によって権利は消滅するというものです。ここが法律家として高い壁になっています。弁護団ではいろいろな法律構成を駆使して、なんとか除斥期間を適用させない理論を組み立てています。いま高裁にかかっているのが仙台、東京、大阪、札幌で、年明けの3月11日には東京高裁の判決が出る予定です。高裁でなんとか少しでも被害者の請求が認められれば、他の裁判にも波及するのでしょうが、高裁で認められないとやはり最高裁の判断をあおぐために、この闘いは続いていくのだと思っています。

東京の原告の男性の方は、自分が不妊手術を受けたということをお連れ合いに打ち明けることができなかったそうです。お連れ合いにはなんで自分たちに子どもができないのだろうという思いはあったでしょう。その原告のかたはお連れ合いが亡くなる直前に告白したと話されていました。つらい体験談がたくさんありますが、感動した思い出もあります。仙台では東北大学や東北学院大学の学生さんが署名活動に動いてくれているということが驚きでもあるし、うれしいことだと思っています。自分の身近に障がいを持った方がいて、障がい者がこのような差別を受けていたということを知り、なんとかしなくてはいけないと立ち上がったという大学生もいました。各地でそういう動きがあります。いまの若者たちは自分のことでせいいっぱいで、こういう運動には興味がない人が多いと思っていましたが、わがことのように考えて運動をしてくれている学生さん、若い人がいるというのはとてもうれしいですね。まだまだ日本も捨てたものじゃないと思います。

―最後に平和フォーラム加盟のみなさんに何か一言いただきたいと思います。

こんな法律を成立させてしまった日本がその過ちを認めないのはなんて悲しいことなのだろうと思います。当時は当たり前だったし、国会議員がそれを成立させようと推進したし、しかたがなかったとおっしゃる方もいます。しかし、それが間違いだったから法律を変えたのであって、旧優生保護法は人権侵害だった、差別だったということをわれわれ国民一人一人が認識しなければならないと思います。事故や病気で誰でも障がいを持つ可能性があります。この法律がいまも存在していれば、自分が障がい者になったときに、自分自身は生きたいという意思をもっていても、あなたは生きる価値がない、子どもを産む価値もないと、国から決められたとしたらどう思いますか。それをこの裁判を通じて考えていただきたいと思います。

大震災から10年！防衛より防災！共に生きる確実な明日へ
第58回護憲大会を起点にあらたなたたかいのスタートを

10月30日･31日の日程で､「大震災から10年！防衛より防災！共に生きる確実な明日へ　憲法理念の実現をめざす第58回大会(第58回護憲大会)」が宮城県・仙台市で開催され、約200人の現地参加があったほか、多くのオンライン視聴がありました。

新型コロナウイルス感染症は昨年来全世界に拡がり続け、日本においてもなお終息をみていません。このことを踏まえ､昨年の第57回大会(滋賀県･大津市）と同様、日程短縮と規模縮小、そしてオンライン配信を活用する形式で開催しました。

本年はこのことに加え、衆議院議員総選挙が31日投開票に決定したことで、全国的にもたいへん忙しい期間での準備・開催となりましたが、開会総会には仙台市長の郡和子さんや連合副事務局長の則松佳子さん、立憲民主党衆議院議員の近藤昭一さん、社会民主党参議院議員の福島瑞穂さんから、それぞれメッセージを寄せていただくかたちで共有することができました。また、形式変更にもかかわらず、現地・宮城県実行委員会のご尽力で成功裡に行うことができました。あらためて、本大会にご参加・ご協力いただいた多くのみなさんに感謝申し上げます。

さて、本大会の内容についてはすべてyoutubeで配信されており、配布資料も公開されていますのでぜひご覧いただきたいと思います
(いずれも以下urlより確認できます
http://www.peace-forum.com/info/58goken.html)。そのうえで注目すべき特徴的な点について総括的に触れていきたいと思います。

まず、メイン企画シンポジウム「震災から10年―被災地の今と基本的人権」において、被災地である宮城県内で活動してきた方々をパネリストとしてお招きし、被災の実相と人権と生活をめぐる現状を重層的にとらえ返しつつ、一人ひとりの人権を基礎に置いた検討が行えたということです。

また、もうひとつのメイン企画である「改正国民投票法の問題点」では、これからの国会内外でのとりくみの前提となる国民投票法（改憲手続法）の問題点を再確認することができました。なお、よりよく理解するうえで平和フォーラムが刊行したブックレット「改正改憲手続法と改憲問題」をご活用いただければと思います。

そして、憲法にかかわる課題を、昨年好評をいただいたドキュメンタリー形式にまとめたビデオ作品上映と解説を通じて、限られた時間の中で学習することができたということです。コンパクトながら要点を踏まえたビデオは、今後も地域・職場で学習活動用に耐えうる内容だと思います。個別動画としてyoutubeに掲載していますので､ご確認ください。

いっぽう、このコロナ禍における2回の大会のなかでみえてきた課題としては､日程短縮によって、意見表明や活動報告といった参加者からのアクションを受け止める時間を十分設けることが困難だということです。また、現場に集まり、ともに学び、交流するという全国集会ならではの良さを、オンライン配信だけでは補いきれないという点でも課題が残ります。

来年の第59回大会については愛媛県・松山市での開催が決定しています｡本稿執筆時点においては、幸いなことに感染症の流行は比較的鎮静した状態が続いており、このまま推移するならばこれまでのような全国結集の下での開催も展望できるように思います。この2回の言わば「イレギュラー」な大会のなかで獲得した視点も活かしながら、よりよい大会となるよう、準備を進めていきたいと思います。

衆議院選挙の結果により、はからずもふたたび、改憲にむけたさまざまな策動が活発化しつつあります。来年の国会では非常に厳しい環境下での攻防を余儀なくされることが予想され、さらには参議院選挙も控えています。いずれにせよ、私たちのとりくみの内実が問われる局面を迎えます。

憲法破壊をすすめてきた安倍政権・菅政権の継承者としての性格をあらわにしつつある岸田政権との対決にむけ、私たちの決意を早急に、しっかりと打ち固めなくてはなりません。次回・愛媛での護憲大会が､そのとりくみのなかで獲得した成果と課題を、大きなかたちで共有しあえる機会となるように、ともにかんばっていきましょう。

私たちのくらしが壊される
内にも外にも防衛費を増額させようとする圧力

防衛省は2022年度の防衛予算で5兆4797億円を求めており、これは今年度の当初防衛予算を1664億円上回る額となっています（対前年比2.6％増）。要求通りに実現すれば、第2次安倍政権が発足し予算編成にかかわって以降10年連続の増大となります。

これは日本政府がこの間、「厳しさと不確実性を増す安全保障環境」に即応するとして、抑止力の強化を打ち出していることによるもので、中国の国防費の増大（2010年度9.2兆円、2020年度21.9兆円と10年で2.4倍増加）、朝鮮の核開発、相次ぐミサイル発射実験に対処するものといえるでしょう。

そもそも、日本の防衛政策の転換点となったのが、2010年12月に閣議決定された新しい「防衛計画の大綱」（22大綱）です（この経過については、『ニュースペーパー2021年6月号』5頁参照）。そして、それまでの防衛政策の要であった「専守防衛」を事実上捨てさり、戦争ができる国づくりへと決定的な転換を行ったのが、安倍政権下での集団的自衛権の行使容認の閣議決定と安保法制（戦争法）成立でした。この防衛政策の転換が、軍事費増大圧力になっていることはあきらかです。

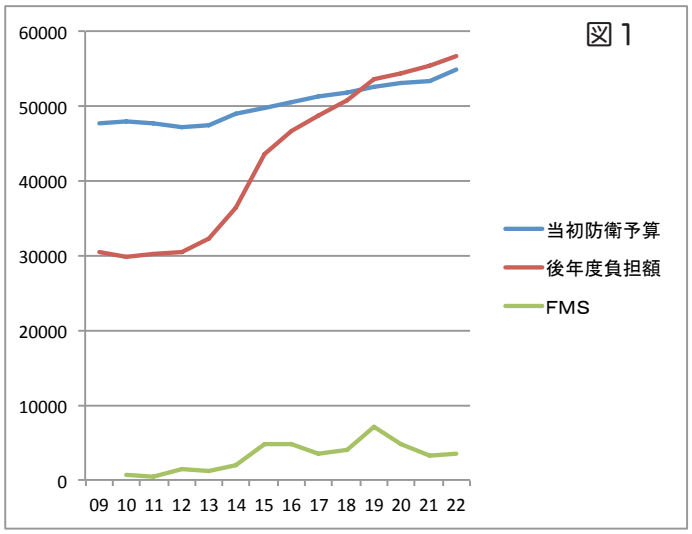

縦軸は金額（億円）、横軸は年度（西暦　09は2009年度）、FMSは対外有償軍事援助
2021年度のFMSと2022年度の金額は概算要求額。

増え続ける軍事ローン

図1を見ていただければ明らかなように、2013年以降当初防衛予算が漸増していることの他に、軍事ローンである後年度負担額が急激に増大し、2019年度には当初予算を上回る額にまでなっています。本来、予算は単年度主義が原則ですが、例外的な取り扱いとして一部の防衛調達品に5か年度を限度としてローンを組んでいるわけです。ところがこのローンの根拠となる「防衛調達品特別措置法」の期限が切れる2019年3月（まさに当初予算を上回る時に）、10年ローンが可能になる改正特別措置法を成立させました。長期契約には当然コスト削減のメリットもあるのですが、当初予算の増大を見ればそのメリットが活かされている節は全くありません。現に防衛予算の伸び率は高いのに、私たちのくらしに直結する社会保障関連予算は抑制されています。

バイ　アメリカンと補正予算

2017年11月、トランプ元アメリカ大統領が来日し、安部元首相との首脳会談で、「バイアメリカン」と米国製兵器の売り込みをし、その直後の12月、イージス・アショアの導入が閣議決定されたことは記憶に新しいでしょう。そしてその年度（2017年度）の補正予算で、「弾道ミサイル攻撃への対応」を含め2345億円の補正予算が早速組まれました。（ちなみに、2018年度はステルス戦闘機F35Aの調達などを含め3998億円、2019年度もミサイル防衛・航空機の整備等のため4287億円の補正予算が組まれた）。補正予算は、東日本大震災や新型コロナウイルス感染症の拡大などに対応する自衛隊の活動、原油の高騰など、当初に想定できない経費負担について組まれるべきですが、「バイアメリカン」や日米軍事一体化のための諸装備の調達のために補正予算を使うことは禁じ手と言えるでしょう。

米国からの増額要求？

トランプ元大統領が2019年、在日米軍駐留経費（思いやり予算）を5倍に増額（約1兆円！）するよう打診してきたことがあります。思いやり予算にかかわる特別協定は5年ごとの見直しで、2021年3月が期限でしたが、バイデン政権となり、現状水準維持で1年延長することが日米間で合意されました。米国はオバマ政権時代から、北大西洋条約機構（NATO）に加盟する各国に対して、国防費を2024年までにGDP 2％以上とする目標を要請しており、現バイデン政権においても引き続き増額を求めているようです。自民党はこれに呼応したものなのか、衆議院選挙の際、防衛費をGDP 2％にする方針を打ち出しています。今後も2022年度の国防予算を削減する方針を示している米国が、同盟各国に相応の分担を求めてくることは確実でしょう。

改憲勢力の増大のなか、抑止力のジレンマから脱却し、いかに憲法理念に基づく外交・安保政策を打ち出していくかが、喫緊の課題です。　（近藤 賢）

「防衛省・自衛隊 KIDS SITE」について

「防衛省・自衛隊 KIDS SITE」というＨＰサイトがある。非常に凝ったサイトだが、見れば見るほど、疑問に感じる点がある。

まず、「キッズ」を対象として作成されたこのサイトのねらいや意図は何なのかという点である。ペーパークラフトや大人でも難解に感じる「自衛隊検定」といったさまざまなコンテンツを通して、「キッズ」に何を伝えたいのか、それが記載されていないことに疑問を感じる。疑問というより、不信感だ。「私たちはそんな意図で作成していませんよ。」と否定しながら、一見、楽しそうなサイトに見せかけておいて、一定の考えを持つよう、「キッズ」たちを誘導しているように思えてならない。

子どもたちをどこに誘導しようとしているのか

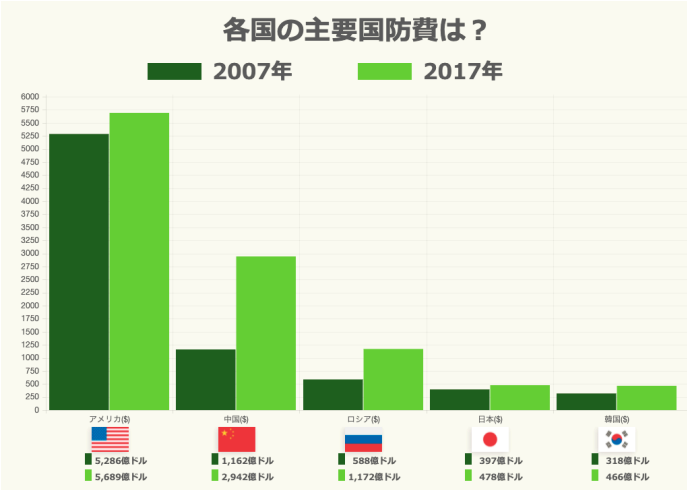

例えば、「数字で見る！防衛省自衛隊」の中の「各国の主要国防費は？」というグラフである。教員が授業でグラフ・資料を用いる際には、必ず子どもたちに気づかせたい意図がある。果たして、この解説もないグラフで子どもたちはどんな気づきを持つだろうか。まず日本という国の５兆円という決して低くはない国防費について、そもそもの国家予算が多く、さらに「軍事費」という側面が強い国とならべることで、「日本の国防費は少ない。」という印象を持たせることになる。

次に、なぜ2007年と2017年の資料を用意しているのだろうか。言うまでもなく「変化」をみるためである。すると、変化の著しいある国のデータに視線が集まることになる。そして、「この国は国防費を増やしている。」という気づきを得る。特定の偏ったメディアの影響を受けている「キッズ」は、「この国は日本に対して不利益なことをたくらんでいるのではないか。日本はそれに対抗するために国防費を増強する必要がある。」と考え、「敵対からの国防費増強」という負のスパイラルの課題解決方法へ誘導されてしまう懸念がある。結果、グラフを通して「日本も世界に負けない軍事力を持たなければ危険である。」という、日本国憲法の理念とはかけ離れた、戦時中のような思考ベクトルへと「キッズ」を誘導することになるのではないかと疑ってしまう。

一面的で興味本位な内容は無責任

その疑いは、「はじめての防衛白書」で確信になる。この中では、「日本の周りの安全保障環境」として、具体的な国名を名指ししながら、軍事力の増強や、日本との領土問題にまでふみこんで記載することで、読み手の緊張感や不安をあおる内容となっている。「平和の橋渡し」の役割を担う国のすることとは到底思えない内容である。ちなみに、非核三原則についても記載があり、「日本はこれをかたく守っています。」としているが、核兵器禁止条約の批准を拒んでいることもぜひ記載すべきであろう。

さて、「はじめての防衛白書」をもう少し読んでみると、膨大な防衛関係予算の使い道の一つとして、「自衛隊員になりたい人が増えるよう努力したり」と記載している。このキッズサイトもそのような性格は充分に感じる。多額の予算を使い、漫画やアニメ、あらゆる手段を総動員して、自衛隊の華やかな一面を多く取りあげたこのサイトをみれば、「自衛隊員になりたい！」と思う「キッズ」もいるであろう。しかし、だからこそ、実際の訓練や時間・空間的拘束・有事にかかわる際の命の危険等、厳しい面もあわせて伝えるべきであろう。そうした記載が少ない中で、自衛隊への入隊を促すよう「キッズ」を誘導した結果、「キッズ」たちは自衛隊の本来の姿を理解せず、誤った希望だけを植え付けられ、将来を選択してしまうことにつながってしまうという危険性がある。

子どもたちが多様なことに出会い、視野を広げながら、将来の夢や希望を広く抱くことはとても大切なことである。しかし、目的をはっきりと記載しないまま、自己判断力がまだ乏しい「キッズ」に興味だけで引き付け、誘導するというのは、個人や民間ならまだしも、国のすることとして、甚だ無責任であると感じるし、なにより、限りある国の財源を使ってまですることなのかとその予算の使い方に疑問を感じた内容であった。

（北村 智之）

MOX 燃料がやってくる
今こそプルサーマル中止の世論喚起を

原子力資料情報室　共同代表　西尾 漠

関西電力高浜原発 3、4 号機用の MOX 燃料が海上輸送されました。9 月 9 日にフランスのシェルブール港を出港、喜望峰回りで 11 月 17 日、高浜原発専用港に到着しました。MOX 燃料とは、プルトニウムとウランの混合酸化物燃料のこと。使用済み燃料をフランスの再処理工場に送って、そこで取り出されたプルトニウムにウランを混合して燃料に加工したもので、いわゆるプルサーマルの燃料です。

高浜原発には、これまでも 4 回、MOX 燃料が運び込まれています（うち 1 回分は検査データの捏造が確認されて送り返されました）。プルサーマルに熱心なようにも見えますが、関西電力の本音は「国策なので仕方なく」でしょう。MOX 燃料の値段はウラン燃料の 10 倍にもなり、しかもプルトニウムの取得費用（再処理費用）は別です。輸送費用も含まれていません。

ちなみに MOX 燃料の輸送にはそれぞれ 30 ミリ機関砲 3 門を持ち、武装警備隊員を警乗させた専用輸送船 2 隻が使われます。どちらに MOX 燃料があるかを秘匿しつつ、相互に護衛する態勢です。さらにフランス領海では仏海軍の軍艦、公海と日本領海では海上保安庁の巡視船が護衛につきます。MOX 燃料からは核兵器に転用可能なプルトニウムを容易に取り出せるため、核セキュリティ上の必要があるのです。

プルトニウムは「増やす」から「減らす」へ

もともとは、プルトニウムを高速増殖炉で増やして利用するのが国策とされていました。それが今や、増やすのではなく減らすのが国策になってしまいました。原子力ムラのリーダーである岡本孝司東京大学大学院原子力専攻教授が『エネルギーレビュー』2016 年 11 月号で「プルサーマルは、もともと経済性が悪く、もんじゅの遅れによるプルトニウム蓄積を補填するために、進めているだけ」だと述べていましたが、そのもんじゅも直後の同年 12 月に廃止となりました。

それでも政府は六ヶ所再処理工場に固執し、運転開始をあきらめていません。仮に同工場が動き出せば、昨年末でフランス、イギリス、日本国内に計 46 トン（原爆約 5800 発分に相当）が溜っているプルトニウムがなお増えることとなります。政府は国際公約としてプルトニウムを増やさないとしており、蓄積量を減らさない限り、六ヶ所再処理工場は操業できないのです。

そこで MOX 燃料に加工しプルサーマルでプルトニウムを減らすのが国策となりました。とはいえ、プルサーマルを実施しているのは、高浜原発 3、4 号機に加えて九州電力玄海原発 3 号機、四国電力伊方原発 3 号機だけです。東京電力福島第一原発 3 号機でもおこなわれていましたが、メルトダウンに終わりました。同電力柏崎刈羽原発 3 号機、中部電力浜岡原発 4 号機には MOX 燃料が運ばれたまま、未実施です。

使用済み MOX 燃料は再処理できない

2020 年 1 月には伊方原発 3 号機、高浜原発 3 号機で、プルサーマルを行なった使用済み MOX 燃料を原子炉から取り出し、冷却用のプールに移すことが始まりました。六ヶ所再処理工場が仮に操業を開始できたとしても使用済み MOX 燃料は処理できません。いつまでもプールに残り続けることになります。

六ヶ所再処理工場に代えて使用済み MOX 燃料を処理できる工場をつくると政府は言うのでしょうが、フランスで実績があると宣伝している使用済み MOX 燃料の再処理は、さまざまな工夫をし、運転条件を変えての実証試験の段階にとどまり、商業利用にはほど遠いものです。

さらに言えば、使用済み MOX 燃料から取り出されるプルトニウムは、燃料として使いにくい低品質なものとなっていて、けっきょく核燃料サイクルは回りません。

プルサーマルの危険性

しかもプルサーマルは、原発の危険性をより大きくします。プルサーマルをすれば、核反応がより不安定になり、燃料も壊れやすくなって事故につながり、制御棒の効きが悪くなって事故の拡大を防げず、プルトニウムを多く含むことで事故時の被害が大きくなる危険性が増大します。もちろん、対策が立てられているのですが、それらは、安全解析をいっそう複雑にし、いっそう信頼性を薄くしています。

そんなプルサーマルの燃料が運ばれている今、世論に訴える好機ととらえてプルサーマルを中止させることが肝要です。六ヶ所再処理工場はもちろん、同工場とつながる MOX 燃料加工工場の建設も直ちに中止すべきです。　（にしお ばく）

「核ごみ問題」英知を結集した仕切り直しを

北海道平和運動フォーラム　代表　佐藤環樹

「現時点」を強調

北海道の寿都町と神恵内村において 2020 年 11 月から、処分場選定の第 1 段階で、火山や断層の活動記録などを調べる文献調査が始まっている。2021 年 3 月 26 日には、原子力発電環境整備機構（以下 NUMO）が、寿都町と神恵内村のそれぞれに PR 施設をオープンさせた。NUMO や役場の職員と住民らによる意見交換会を主とした広報活動が展開され、核のごみの処分方法や、処分地の選定過程など、地層処分事業の概要を説明していくこととなる。

すでに住民と意見交換する「対話の場」は、どちらの自治体でも 4 回ずつ開催されている。

寿都町の「対話の場」については、第 4 回目が 11 月 10 日に開催された。7 月下旬以来で、10 月 26 日の寿都町長選挙で、文献調査を受け入れた片岡町長が 4 回目の当選を決めてからは初めてである。オブザーバー参加した北海道の職員に、参加者の 1 人が文献調査に続く概要調査への対応について質問すると、職員は、核のごみを受け入れ難いとする北海道の核抜き条例があるとして「現時点では鈴木知事は反対の意見を述べる」と回答した。

鈴木知事も、直近の取材に、「現時点において反対と言ってきている。そこは今も変わらない」と答え、「現時点」を強調している。

知事判断が防波堤

最も危惧しているのは、知事も道の職員も「現時点」、と付け足しているところだ。

文献調査から次の段階の概要調査に進むためには、知事の賛成が必須であり、ここが最大の防波堤と言っても過言ではない。この防波堤が崩れると、一気に概要調査から精密調査へとなし崩し的に進む恐れがある。

時の知事が、「概要調査へ進む」と見解を出すとすれば、3 つの壁を超える必要があるだろう。

ひとつ目は、地元の判断。つまり寿都町の住民投票の結果や、周辺自治体の動向が影響する（神恵内村は住民投票実施に消極的）。

ふたつ目は、北海道民の判断。これは、大阪都構想のような住民投票になるのか、知事選挙となるか、判断手法は不明確だが、1 次産業団体などを主とした道民全体の判断も大きく影響する。

さらに、みっつ目として、知事としての政治的な判断。時の知事が、今の鈴木知事のように反対するとは限らないし、仮に鈴木知事だとしても、反対し続けるかは不透明だ。鈴木知事は、自民・公明を支持母体とする国政与党知事なので、予断は許されない。

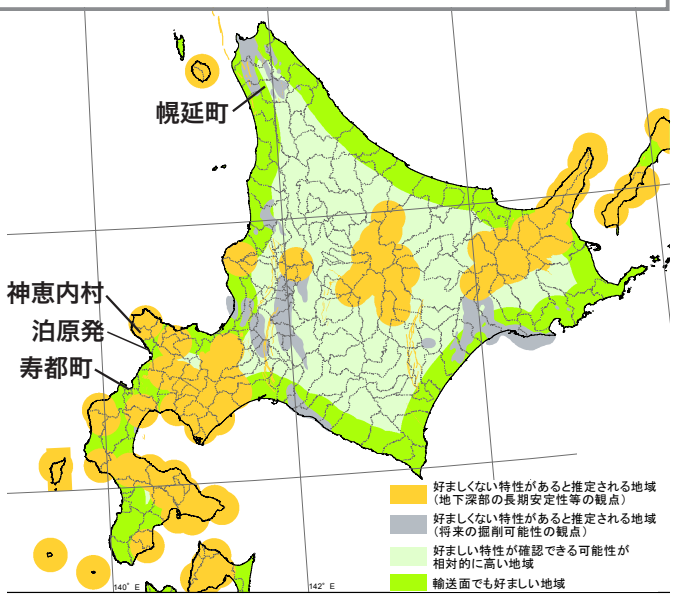

「国民的議論」が深まった結果か？

そもそも、この「核のごみ」問題は地方の問題ではなく、国全体の問題だ。

ところが、とてもそのような雰囲気はなく、幌延町の深地層研究センターも含め、北海道に「押し付けられている」印象が強い。

経済産業省のホームページ「放射性廃棄物の適切な処分の実現に向けて」の項のおわりにでは、「国が前面に立ち」と明記しているが、とても国が前面に立っているとは思えない情勢だ。

また寿都町や幌延町や北海道という狭い視野ではなく、日本全体に視野を広げると、核のごみの発生につながる核燃料サイクル政策は既に、高速増殖原型炉もんじゅの廃炉などで事実上破綻している状況にある。

何よりも私が声高に訴えたいのは、「核のごみを地層処分する方針について、国民的議論が深まった結果なのか？」である。

核のごみは無害化までに約１０万年かかる。北海道ブランドと言われる食糧基地北海道の未来に、重大な影響があることは必至だ。

核ごみの処分については、科学的・技術的英知を結集した仕切り直しが必要だ。国民の理解が成熟していない段階での見切り発車は、決して許されるものではない。

（さとう たまき）

文献調査に反対する 829(道内 541、道外 288) の団体署名を片岡寿都町長に提出する佐藤代表 (20 年 8 月 25 日)

1966 年 3 月 30 日第 3 種郵便物認可　毎月 1 日発行　2021 年 12 月 881 号